

「新城上堰機能保全計画策定業務委託」の公募についての公告

東青地域県民局では、「新城上堰機能保全計画策定業務委託」について、実施者を公募します。  
本業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募ください。

令和3年10月21日

東青地域県民局長

記

1 業務名

新城上堰機能保全計画策定業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、新城上堰の機能診断及び機能保全計画の策定を行うものである。

(2) 概要

機能診断・機能保全計画策定業務 N=1式

3 応募資格及び応募要領

別途応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階

東青地域県民局地域農林水産部

TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312

担当者 農村計画課 平山、外崎

## 新城上堰機能保全計画策定業務委託応募要領

### 1 業務名

新城上堰機能保全計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、新城上堰の機能診断及び機能保全計画の策定を行うものである。

### 3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

### 4 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月10日（木）までとする。

### 5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

#### （1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

#### （2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

### 6 参加表明書に関する事項

（1）本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果

の通知書の写しを添えて 12 の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。  
(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

**令和3年10月22日(金)から令和3年11月1日(月)まで**  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。  
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における3(1)に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

**令和3年10月22日(金)から令和3年11月5日(金)まで**  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準(別添「評価基準及び留意事項」参照)

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 過去10年間の同種業務の実績(同種業務とは、3(1)に示す内容のものとする。)

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、**令和3年11月10日(水)**までに企画提案書を提出した者に通知(様式第3号)する。

(3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して

5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に東青地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目10-3 青森フコク生命ビル7階  
東青地域県民局地域農林水産部 農村計画課 平山、外崎  
TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 東青地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。  
(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。  
(3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。  
(4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。  
(5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。  
(6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。  
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。  
(7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。  
(8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、東青地域県民局長が継承するものとする。  
(9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和3年11月1日（月）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、2,871千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。  
(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、東青地域県民局長と企画提案書の見積額の金額で締結する。  
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒030-0861 青森県青森市長島二丁目 10-3 青森フコク生命ビル7階

東青地域県民局地域農林水産部

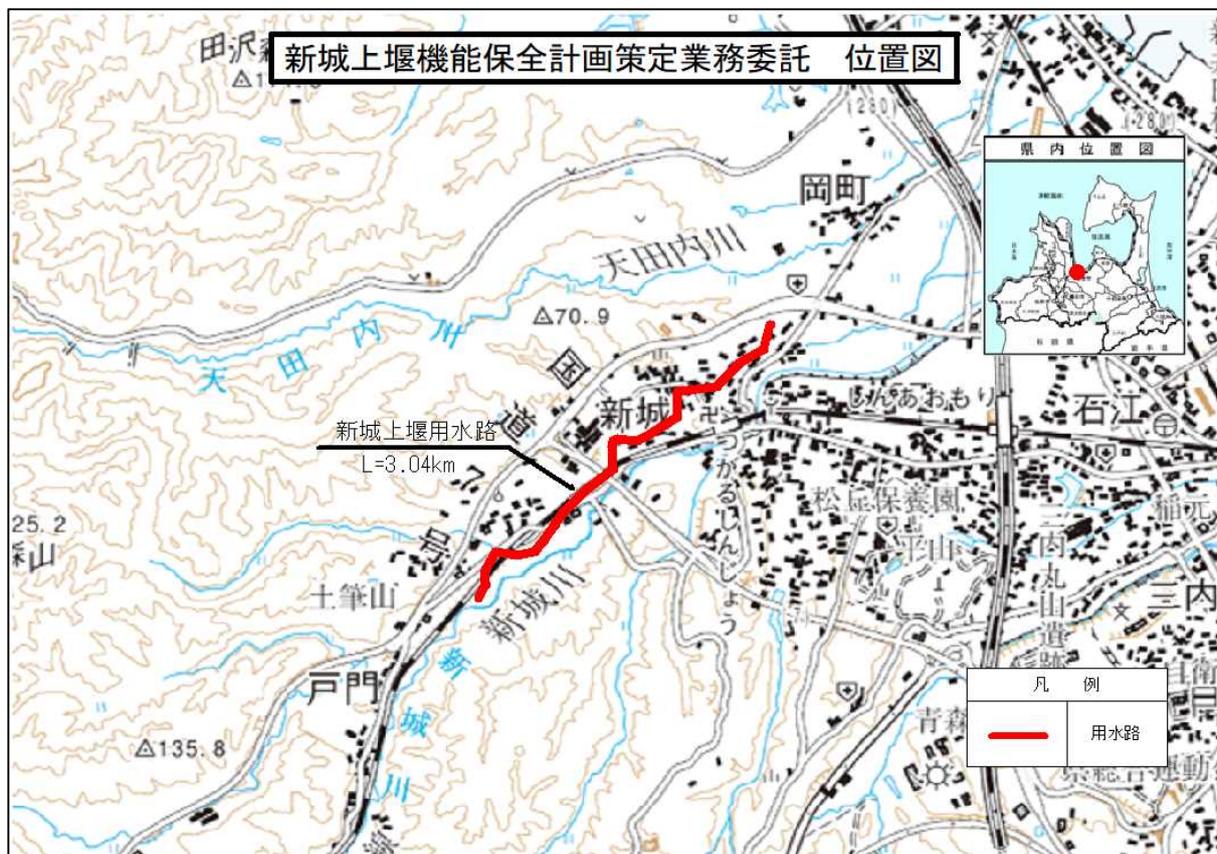
T E L 017-734-9992 F A X 017-734-8312

担当者 農村計画課 平山、外崎

(参考資料)

## 本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりとする。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりとする。

業務番号： 東県局農水(整委)第31号

業務名： 新城上堰機能保全計画策定業務委託

業務場所： 青森市大字新城地内

履行期間： 契約締結の翌日～令和4年3月10日

新城上堰機能保全計画策定業務委託  
特記仕様書

業務番号： 東県局農水(整委)第31号

業務名： 新城上堰機能保全計画策定業務委託

業務場所： 青森市大字新城地内

履行期間： 契約締結の翌日 ～ 令和4年3月10日

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 本業務の施行にあたっては、青森県農林水産部農村整備課制定の「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

なお、共通仕様書の適用にあたっては、「設計」を「施設機能診断」と読み替えるものとする。

### (目 的)

第1-2条 本業務は、開水路(用水路)の機能診断及び機能保全計画の策定を行うものである。

### (業務内容)

第1-3条 前条の目的を達成するため、次の業務を行うものである。

業 務 内 容	数 量	備 考
機能診断・機能保全計画策定業務	1式	

### (場 所)

第1-4条 本業務において対象とする施設の場所は、青森市大字新城地内で、別紙位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

第1-5条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第1-6条 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

### (管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、各共通仕様書の規定によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

また、本業務は農業水利施設機能総合診断士も対象とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	農業部門	農業土木、農業農村工学
	総合技術監理部門	上記と同様とする。
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木部門	
博士	農学	

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、調査職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所 等	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き(総論編)	食料・農業・農村政策審議会	平成27年5月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	食料・農業・農村政策審議会	平成28年8月
3	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成27年11月
4	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年4月
5	農業水利施設保全補修ガイドブック(平成30年)	(一社)農業土木事業協会	平成30年6月

(業務上の留意事項)

第2-2条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について調査職員と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については調査職員と打ち合わせた後、実施するものとする。

施設名	現地調査作業予定期間	備考
別紙1 調査対象施設	業務着手後～令和4年2月	

- (4) 調査対象施設は落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は調査職員と協議する。
- (5) 現地調査の結果、仮設等が必要となった場合は調査職員と協議する。
- (6) 施設内に立ち入る場合は、事前に施設管理者等と調整を行うものとする。

(対象施設)

第2-3条 対象施設の概要は、別紙1【調査対象施設一覧】のとおりである。

(参考図書)

第 2-4 条 本作業の参考にする図書は、本仕様書第 2-1 条によるほか次表による。

番号	名 称	発 行 所 等	制定(改訂)年月
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	日本コンクリート工学会	平成 25 年 5 月
2	コンクリート診断技術	日本コンクリート工学会	令和 3 年 3 月
3	農業水利施設の機能保全に関する調査計画の参考資料(案)「計画編」	農林水産省	平成 30 年 3 月

(貸与資料等)

第 2-5 条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
施設関係資料	平成 23 年度 基幹水利施設ストックマネジメント事業 新城上堰機能保全計画策定業務委託成果品	1 部

なお、上記以外に必要な資料がある場合は調査職員と協議するものとする。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第 2-6 条 第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は別紙 2【現地調査作業項目】及び別紙 3【機能診断作業項目】に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
機能診断	1 式	
機能保全計画作成	1 式	

(現地作業内容)

第 3-2 条 現地調査の詳細は次のとおりである。

(1) 現地踏査

事前調査で得られた情報を参考に遠隔目視により調査を行うと共に、現地調査を行う調査地点、調査項目等を決定する。

## (2) 現地調査

### 1) 土木施設

現地踏査において決定した調査地点（定点）について、目視及び簡易な機器による計測等による調査を行い、当該地点の健全度の現状評価及び将来予測を行う基礎資料とする。

#### (作業の留意点)

第 3-3 条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 試験試料採取及び微破壊・破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、調査職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。  
なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。
- (2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく調査職員へ報告するものとする。
- (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (4) 対策内容の検討に当たっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第 2-4 条、第 2-5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (7) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

## 第 4 章 打合せ

### (打合せ)

第 4-1 条 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

回	作業段階	内 容
第 1 回	業務着手前	条件確認及び業務計画書について打合せる。
第 2 回	中 間	機能診断の結果及び機能保全計画について打合せる。
第 3 回	最 終	成果品のとりまとめ方について打合せる。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について調査職員と相互に確認するものとする。

## 第5章 成果品

(成果品)

第5-1条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品	規格	部数	備考
1. 報告書	A4	2部	正1部・副1部
2. 電子成果品	CD-ROM	2部	正1部・副1部

第5-2条 成果物の装丁等は下記によるものとする。

- (1) 報告書等は原則として1冊にまとめること。
- (2) 装丁はパイプ式ファイルとする。
- (3) 提出先は、青森県青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル7階  
東青地域県民局地域農林水産部とする。

## 第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第6-1条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

また、成果品納入後といえども、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

別紙 1 【調査対象施設一覧表】

施設名称 (対象構造物)	施設延長 (規模)		備 考
	構造物の規模	数量	
新城上堰用水路 (用水路)	1. 形式 コンクリート製水路 2. 主要寸法 B1000×H1000～B2400×H1250 3. 延長 L=3.04 km	1 式	

## 別紙2【現地調査作業項目】

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	3.04 km	
2. 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	135m <sup>2</sup>	調査点4点
3. コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	4 測点	
4. 中性化深さ調査（ドリル法）	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。	4 箇所	

※各作業項目について、補正なし。

別紙 3 【機能診断作業項目】

作業項目	作業内容	作業対象	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○	補正率 0.5
2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状個所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○	補正率 0.5
3. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度判定を行う。	○	補正率 1.0
4. 性能低下予測	機能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	○	補正率 1.0
5. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。	○	補正率 1.0
6. 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)	○	補正率 0.5
7. 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。	○	補正率 0.7

(評価基準)

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価 [20点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (農業部門: 農業土木又は農業農村工学、総合技術監理部門: 農業土木又は農業農村工学)、博士 (農学)	7点
	②RCCM (農業土木部門)、農業土木技術管理士 農業水利施設機能総合診断士	4点
	③上記以外	0点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合計 (100点)		点

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

東青地域県民局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

参 加 表 明 書

「□□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5 応募資格に関する証明書

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話/FAX  
E-mail

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

東青地域県民局地域農林水産部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

企画提案書の提出について

「□□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話/FAX  
E-mail

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇 あて

東青地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「□□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)  
所属／部署  
氏名  
電話／FAX  
E-mail

(企画提案書様式2)

### 過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合。業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
- ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
- ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
- ④ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

## 配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

### 1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

### 2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

### 3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

#### 【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。



(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。

3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

(別紙2)

## 新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

〈令和3年7月1日以降入札公告の工事及び業務に適用〉

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和3年3月31日に限定せず、過去3年間(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30ユニット/過去3年間のうち任意の1年間 60ユニット/過去4年間のうち任意の2年間 90ユニット/過去5年間のうち任意の3年間 120ユニット/過去6年間のうち任意の4年間 150ユニット/過去7年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50ユニット/過去3年間のうち任意の1年間 250ユニット/過去7年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント/過去3年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD(技術研鑽)制度	50CPD時間/過去3年間のうち任意の1年間 150CPD時間/過去5年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50単位/過去3年間のうち任意の1年間